

門 総 人 第 2 5 7 号
平成 2 0 年 5 月 2 8 日

門真市職員労働組合
執行委員長 西本 孝雄 様

門真市長 園部 一成

夏期一時金等について（回答）

1. 夏期一時金について

一般職については、期末手当 1. 4 ヶ月分、勤勉手当 0. 7 5 ヶ月分、合計 2. 1 5 ヶ月分を 6 月 3 0 日に支給する。

再任用職員については、期末手当 0. 7 5 ヶ月分、勤勉手当 0. 3 5 ヶ月分、合計 1. 1 ヶ月分を 6 月 3 0 日に支給する。

6 0 歳未満の嘱託職員については、一般職と同様とし、6 0 歳以上の嘱託職員については、再任用職員と同様とする。

アルバイト職員については、アルバイト分会との交渉・協議を踏まえたうえで、別途協議したい。

非常勤嘱託職員の支給内容の見直しについては、今後引き続き交渉協議して行く。

2. 役職段階別加算について

給与制度の問題であり、廃止は困難である。

3. 臨時職員等の格差是正について

組合が主張する非正規職員の格差是正については、パート労働法等の改正の趣旨を踏まえ、今後、検討を行っていく。なお当面、嘱託職員については、現行のままでお願いしたい。

臨時職員の賃金見直しについては引き続き協議をしていく。

4. 夏期休暇について

一般職の夏期休暇については、8 日間とする。再任用職員については、週 4 日勤務は 5 日、週 3 日勤務は 3 日とする。

取得期間については、7、8、9 月の 3 ヶ月とする。

5. 職員採用について

職員採用については、第2次定員適正化計画に基づき、今年度も採用を実施する考えである。保育士、幼稚園教諭、土木技術など専門職の採用についても、退職による欠員の問題や技術の継承の問題などを一定考慮した採用を検討している。

6. 査定昇給について

勤務実績に応じた昇給制度など、勤務実績の給与への反映については、現時点では考えていない。

7. 人事院に民間事業所100人以上をサンプリングするよう働きかけることについて

組合の主張の趣旨については、理解している。市として機会があれば、関係機関に働きかけていきたい。

8. 政府等の介入干渉について

地方自治を擁護する立場にかわりはない。

福利厚生、職場環境の整備などについて

大阪府市町村職員互助会の解散に伴う厚生制度の問題については、市として地方公務員法第42条に基づく厚生制度の実施義務は認識しているところであり、互助会のスケールメリットを何らかの形で維持するとの議論の推移及び各市の対応等を視野に入れ、非正規を含む職員の今後の厚生制度のあり方について、必要な努力を行っていく考えである。

次に、職場環境の整備として、本年度に職員安全衛生委員会で策定を予定している「門真市職員心の健康づくり計画」を軸に具体のメンタルヘルス対策を進めて行く考えである。併せて、このメンタルヘルス対策とリンクしたパワハラスメントについても、早急に対策を講じる考えである。

なお、現業職から一般事務職への任用替制度については、職場の人員体制にかかわる問題であり早急に協議願いたい。

また、去る2月7日に申し入れた、10%を上限とする給与の削減については、現在、財政状況の職員周知などの諸条件の整備に努めておるところであり、早急に交渉・協議を願いたい。